

相談室こころ

相談室こころは、相談支援専門員 11 人体制で誰もが地域で安心して生き生きと暮らせるように、共に考え一人ひとりの願いや可能性に合わせた相談支援体制をとっています。



◆ 一般相談支援事業：市町の委託事業

島田市 島田市役所 相談窓口 ☎0547-36-7270
牧之原市 相談室こころ牧之原内 ☎0548-22-5529
吉田町 吉田町役場 福祉課内相談窓口 ☎0548-33-2104
川根本町 川根本町役場 福祉課内相談窓口 ☎0547-56-2224

- ・対象：島田市民、牧之原市民、吉田町民、川根本町民
- ・利用料：原則、利用者の負担はありません。
- ・支援内容：障害のある人の生活（福祉、医療等）に関する様々な問題について、障害のある人・家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行う他、権利擁護のために必要な援助も行います。

◆ 指定特定相談支援事業（計画相談）：給付事業

- ・対象：市町発行の福祉サービス受給者証所持者
- ・利用料：原則、利用者の負担はありません。
- ・支援内容：サービス等の相談及びサービス等利用計画作成などの支援が必要な場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

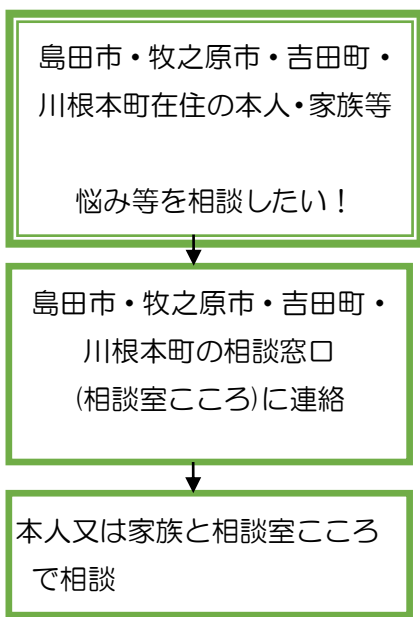
◆ 指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）：給付事業

- ・対象：市町発行の福祉サービス受給者証所持者
- ・利用料：原則、利用者の負担はありません。
- ・地域移行支援内容：入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
- ・地域定着支援内容：入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

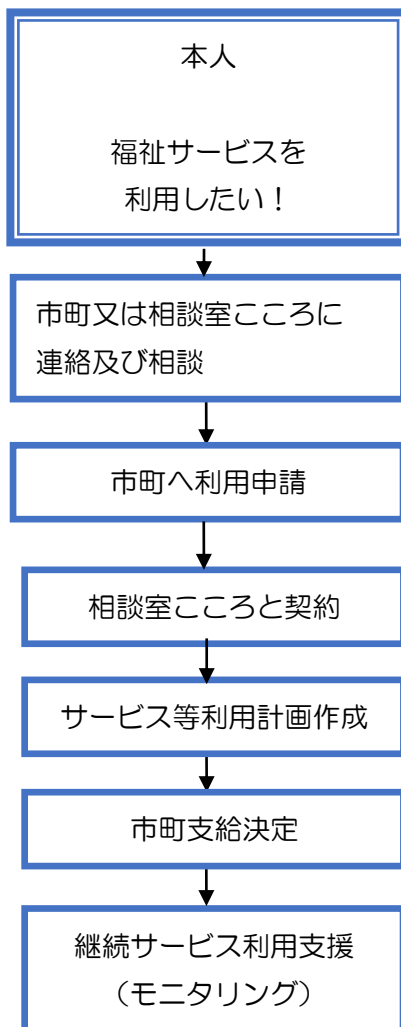
困ったとき、相談したいときは、まずお電話ください。

相談支援の流れについて

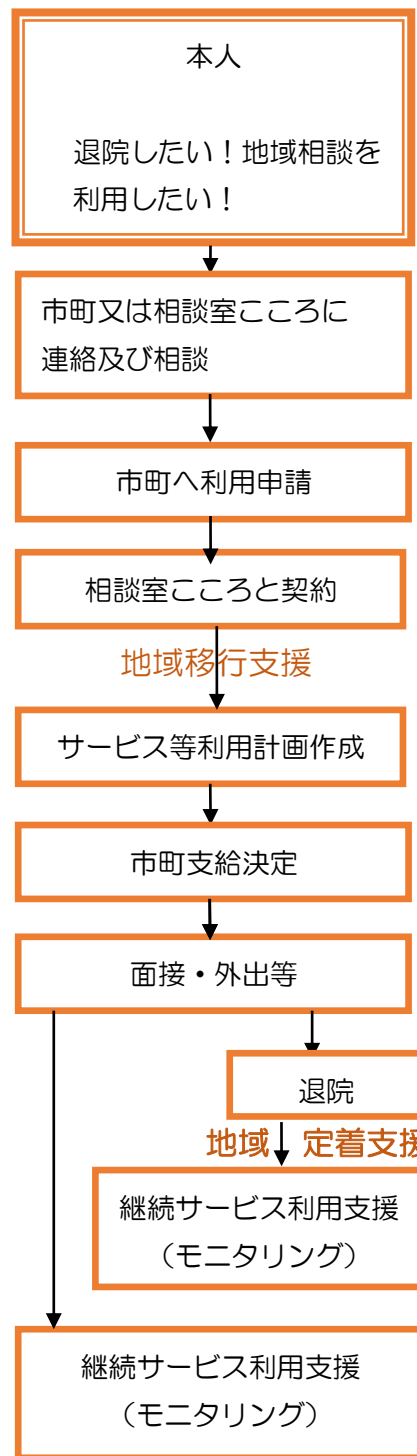
一般相談(委託事業)



指定特定相談(計画相談)



指定一般相談(地域相談)



運営法人

特定非営利活動法人こころ

島田市島581番地の14

電話 0547-46-5561

FAX 0547-46-5566

HP <http://www.hcc-kokoro.jp/>

- 法人独自事業 (セミナー・イベント)
- 相談支援事業 (一般・計画・地域移行・地域定着)
- 地域活動支援センター(島田市・牧之原市)
- 自立生活援助事業 (ことのは)
- 就労継続支援B型事業 (こむぎ・りなむ・さがら作業所・あじさい・ワークステップドレミ)